

◆◆吸着型血液浄化器「リクセル」の保険適用◆◆

■販売名 リクセル

医療機器承認番号：20600BZZ00329000

■特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項

040 人工腎臓用特定保険医療材料

(1) 吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下のアからウまでのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から1年を限度として算定する。

また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下のイ及びウの要件を満たすことを確認した場合に限り、更に1年を限度として算定できる。3度目以降の使用にあっても同様の取扱いとする。

ア 手術又は生検により、 β_2 -ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。

イ 透析歴が10年以上であり、以前に手根管開放手術を受けている。

ウ 画像診断により骨嚢胞像が認められる。

なお、吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）を使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料の使用開始日を記載する。

(2) 人工腎臓用特定保険医療材料の材料価格には、回路の費用が含まれ別に算定できない。

令和6年3月5日 保医発0305第8号「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」より抜粋

■特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）

040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）

(3) 吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用） 21,700円

令和6年3月5日 厚生労働省告示第61号

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する告示」より抜粋

製造販売元

株式会社 **カネカ**

〒530-8288 大阪市北区中之島2-3-18

TEL.06-6226-5256

販売元

株式会社 **カネカメディックス**

<https://www.kaneka-med.jp/>

東京事業所 〒107-6028 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル)

TEL.050-3181-4100

大阪事業所 〒530-8288 大阪市北区中之島2-3-18(中之島フェスティバルタワー)

TEL.050-3181-4060